

2011年8月12日
郵産労交第4号

株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役会長
川 茂 夫 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

第34回定期全国大会要求書

郵産労第34回定期全国大会において、全国から寄せられた意見及び討議した内容、東日本大震災で明らかになった民営・分社化の弊害の見直し、事業運営のあり方など今日的課題について、大会要求として提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

〔事業に関する要求〕

- 1 「国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する」ということを、ゆうちょ銀行の経営姿勢の基本とすること
- 2 金融のユニバーサルサービスを維持に向けて、全国あまねく公平に金融サービスが提供できる金融機関とすること。また、郵便局ネットワークを地域活性化の拠点と位置づけ、統廃合は行なわないよう関係方面に働きかけること
- 3 資金運用にあたっては、安全・確実な投資対象に投資し、運用する人数も充実すること。運用は、東日本大震災の復興財源に活用すること。
- 4 2009年12月4日に金融庁から業務改善命令が出されました。会社は原因となった事実や今後の対応を明らかにしていますが、現在の具体的な計画・実施状況・進捗状況をあきらかにすること
- 5 ゆうちょ銀行の利用者は、全体として小口資金で、「安心・安定」を信頼して利用しています。その利用者を対象にして、リスク商品販売を行おうとすることは、結局、従来の小口客をリスクの犠牲にすることになります。リスク商品は元本割れの危険性がある、リスク商品販売を見直すこと
- 6 委託業務会社の郵便局・営業店における内部牽制機能の充実・強化について、各支店における具体的な計画・対策の実施を明らかにすること
- 7 ATMの設置については、公共施設・大学構内・病院など要望の強い場所に復活させること。民営化時から現在の設置数の増減を明らかにすること
- 8 重大事故の発生状況及び基準を明らかにすること
- 9 「業務上の事故」のカウントについては件数でなく、率でおこなうこと。事故撲滅の対策として、以下の改善をおこなうこと。
 - (1)各支店店舗の社員の増配置をおこなうこと
 - (2)簡払いは、払い渡し月日など、チェックできる機械の配備をおこないチェック

システムの構築をはかること

- 10 10年以上同じ店舗で勤務している社員の異動は本人希望による異動とすること。
今後の異動計画を明らかにすること
- 11 新規採用者や人事異動で配属された社員には、最低1カ月の教育期間を設け、職場訓練等をおこなうこと。訓練にあたっては専門の要員を配置すること。
- 12 取扱手続きの変更は、緊急を要する以外は年1回の改定にすること。改定時は、講師による研修を行い、社員全員（期間雇用社員を含む）を対象に勤務時間・超勤で対応すること。なお、改正にあたっては、スタート時期を統一して全国一斉とすること
- 13 J Pバンクカードの年間手数料を無料にすること
- 14 J Pバンクカードの個人別実績一覧表は、いたずらに競争を煽るものとなっている。
廃止すること
- 15 過大な目標の必達のためにパワハラ指導がある。是正すること
- 16 貯金事務センターの将来構想を明らかにすること
- 17 東日本大震災による対策として、仙台貯金事務センターの事務の代行処理と業務応援を他事務センターがおこなっているが、今後の見通しと具体的対応策を示すこと
- 18 高齢者再雇用制度は2012年9月30日で雇用保険加入期間が5年となり、高年齢雇用継続給付の対象になります。すみやかに手続きできるように雇用主支給申請書を提出すること
- 19 障害者雇用の人数を明らかにするとともに、積極的に雇用の促進を図ること

[労働時間に関する要求]

- 1 年間総実労働時間「1,800時間」を早期に達成すること。会社としての取組状況及び到達を明らかにすること
- 2 非番日については「週休日」とすること。祝日及び年末始（12月29日から1月3日）については「休日」とすること
- 3 時間外労働は一日2時間、一週5時間、月20時間、年間120時間以内（週休日など休日労働含め）とすること
- 4 社員の休息時間については、日勤で4時間につき20分を基本とし、勤務の種類ごとに拡大すること
- 5 期間雇用社員が超過勤務を行った場合は法内であっても割増賃金を支払うこと

[諸休暇に関する要求]

- 1 年次有給休暇は年間「28日」とすること
- 2 特別休暇については以下の通り改善すること
 - ①忌引きについては以下の通りとすること
 - ア. 配偶者は現行7日を10日にすること
 - イ. 子は現行5日を7日にすること
 - ウ. 兄弟姉妹の配偶者及び配偶者の兄弟姉妹は現行1日を3日にすること
 - エ. 配偶者の親は現行3日を7日にすること
 - オ. 配偶者の伯父伯母、配偶者の兄弟姉妹の配偶者は1日とすること
 - ②子の祭日を特別休暇とすること

- ③配偶者の祭日を特別休暇とすること
 - ④産前休暇は8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間を就労禁止期間とすること
 - ⑤妊娠後産前休暇前まで、勤務の前後1時間を特別休暇とすること
 - ⑥結婚休暇は10日間とすること
 - ⑦配偶者の出産休暇は12日以内とすること
 - ⑧夏期休暇は5日間とすること
 - ⑨20年勤続者には5日間、30年勤続者には10日間を特別休暇とすること
- 3 育児休業について
- ①育児休業中の賃金は全額保障すること
 - ②育児休業期間は6歳まで拡大すること
 - ③育児休業の回数は制限を設けないこと
 - ④育児部分休業については1日2回それぞれ1時間とすること
- 4 介護休暇について
- ①介護休業期間中の給与は会社が全額保障すること
 - ②介護休暇は有給とすること
- 5 期間雇用社員について
- ①年次有給休暇は、正社員並みにすること
 - ②夏期休暇・冬期休暇については、正社員並みにすること
 - ③その他の特別休暇、育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等についても正社員と同様にすること

[人事・労務政策に関する要求]

- 1 昇任、昇格、転勤、社宅入居、出張、訓練については組合間差別を行わないこと
- 2 健康上その他の理由による坦務の変更は、所属長の判断にすることとし、本人希望及び医師の診断等により実施すること
- 3 「厳重指導」「宣誓書」等の法を逸脱し、人権を侵害し民主主義を踏みにじる専制的な労務管理を改めること
- 4 本人同意のない転勤は行なわないこと

[労働安全衛生に関する要求]

- 1 ILOの条約と勧告のうち直接、間接に安全と衛生に関するものがあります。日本で批准・未批准関係なく尊重し、守ること
- 2 各支店において労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生の計画、実行、評価、改善のサイクルを社員に周知徹底すること
- 3 労働安全衛生法に基づく「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を守ること。特に事務室については、暑い、寒い、という不快な状態にしないこと。また、経費節減のもとで「手抜き」の清掃が全国的に蔓延しています。働きやすい職場環境を再指導すること
- 4 健康診断については内容を充実すること
 - ①成人病対策として、35歳以上については定期健康診断と成人病予防診断（ミ

- ニドック)を隔年ごとに組み合わせ実施すること
- ②胃、腸、腰痛なども希望者は検診できるようにすること
 - ③人間ドックの検診の項目に、がん及び脳健診を無料で行なえるようにすること
 - ④定期健康診断における問診については個室において行うこと
- 5 新規採用訓練に産業医・保健婦などによる衛生教育を実施すること
 - 6 健康管理機関に精神科専門医を配置し、日常的に相談診察できる体制をつくること
 - 7 厚労省指針に基づき、心の健康づくりを職場ごとに策定すること
 - 8 安全衛生委員会は、各労働組合が公平に参加できる体制とすること
 - 9 メンタルヘルスは、社会問題となっています。メンタルヘルスでの休職・長期病休数を明らかにすること。また、職場復帰に向けたプログラムを明らかにすること
 - 10 厚労省から出ている腰痛予防の指針では明らかに女性の取り扱う重量は男性に比べ軽く指示されています。現場の事務作業でも配慮すること
 - 11 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの実態についての認識を明らかにすること。また根絶に向けた具体的指針を策定し、全社員に配布するとともに業務研究会などを開き、指導を徹底すること

[労働基本権・組合活動に関する要求]

- 1 労働組合が自主的に開催する学習会、集会等への当局の介入、監視等、憲法21条に違反する行為はやめること
- 2 団体交渉については、中央、地方、職場各段階で保証し、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第八条規定の団体交渉事項を完全に保証すること。また、管理運営事項であっても、労働条件に関わる事項について団交事項とすること
- 3 時間外労働、休日労働の通知は4時間・前日の正午までの原則を厳守すること
- 4 時間外労働及び休日労働について、社員の健康その他正当な理由による申立てがある場合、強要・強制はしないこと。また、正当な理由かどうかの判断については、労使協議によることとし、その結論までの間は「命令」としないこと
- 5 休憩時間内労働やタダ働きを根絶し、所定内労働時間を超えた労働はすべて超勤手当をつけること
- 6 就業規則の改正にあたっては事前に説明すること
- 7 組合休暇については以下のとおり改善すること
(1) 年休の残日数と関係なく承認される組合休暇
<中央本部関係>
 - ①執行委員会の年10回の範囲を撤廃すること
 - ②地方委員長会議
 - ③地方書記長会議
 - ④女性部大会
 - ⑤女性部常任委員会<地方本部関係>
 - ①執行委員会の年10回の範囲を撤廃すること
 - ②支部長会議

- ③支部書記長会議
- ④地方本部女性部大会（東京）
- ⑤地方本部女性部常任委員会（東京）

<支部関係>

- ①支部執行委員会については「中支部に限る」を撤廃すること
- （2）上部団体への会議出席

- ①全労連大会
- ②全労連評議員会
- ③全労連幹事会
- ④全労連公務部会幹事会
- ⑤全労連公務部会総会

（3）年間13日の組合休暇については、承認条件の年休残日数（当年発給）を、現行10日を15日とすること

（4）年間13日の組合休暇の範囲を以下のとおりとすること

<中央本部関係>

- ①教宣部会
- ②組織部会
- ③共済部会
- ④会計監査

<地方本部関係>

- ①交渉部会
- ②教宣部会
- ③組織部会
- ④会計監査

8 地方本部・支部に、組合事務室及び掲示板を供与すること。なお、設置に関しては、組合間差別は行わないこと

9 会議室使用等庁舎使用について、使用計画がない場合は「不許可」としないこと

10 組合掲示板、組合機関紙への内容及び配布に対する、不当な干渉はやめること

[人権に関する要求]

- 1 茶髪・ピアス・ヒゲなどは個人の趣向とともに人格権に関わる問題です。一方的な禁止命令及び評価は止めること
- 2 防犯を名目としたロッカー一点検が行われていますが、社員・期間雇用社員等を犯罪者扱いしたやり方であり、個人の人権を著しく傷つけるものです。会社の品位を地に落とすこのような行為は今後断じて行わないこと

以 上